

島根県単独支援制度

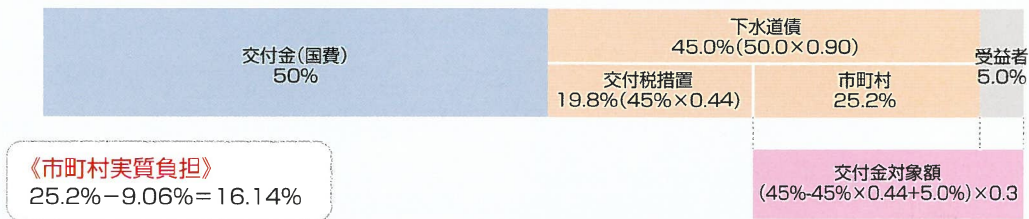
●生活排水処理普及促進交付金

生活排水処理の一層の普及促進が図られるように、生活排水処理施設の整備を行う市町村に対して交付する。

| | |
|---------|---|
| 交付対象事業 | 令和2年度（2026年度）までに市町村等が実施する集合処理方式による下水道事業の新設事業で、雨水処理に関するものは除く。 |
| 交付対象 | 前年度の汚水処理人口普及率が 87% 未満である市町村 |
| 交付金算出方法 | 交付金={事業費-国費-(地方債充当額×控除率)}×交付率 |
| 交付年度 | 事業実施の翌年度から10年に分割して交付 |
| 控除率 | 下水道事業債……………0.45 過疎債……………0.70 辺地債……………0.80 下水道事業債(臨時措置分)……………1.00 |
| 交付率 | 交付金事業……………0.30 市町村単独事業……………1.12 |

●財源内訳

(1) 汚水処理施設及び管路施設末端2戸まで(交付金対象事業)



(2) 管路施設末端1戸部分(地方単独事業)

